

# 農林水産省所管国有財産除草業務仕様書

## 第1条 総則

本仕様書は三重県津農林水産事務所農政室（以下「甲」という。）が実施する「農林水産省所管国有財産除草業務」に適用する。

## 第2条 業務期間

契約締結日から令和3年11月30日（火）

## 第3条 業務の場所

1. 津市海岸町1039-1番地 地目：畑 面積：255㎡
2. 津市雲出伊倉津町字高峯新田1820-1番地 地目：田 面積：3,120㎡

## 第4条 業務の内容

1. 上記1の畑、2の田の土地の除草作業業務を年2回（7月、10月）行うものとする。ただし、日程はその都度協議により変更できるものとする。
2. 除草は、刈り残しのないよう作業を行うとともに、刈り取った草等については周辺農地等に影響が及ばないように、現地にて適切な処置をするものとする。
3. 津市海岸町1039-1番地の刈り取った草は、現地処分ではなく運搬搬送し、処分するものとする。
4. 作業にあたって、第三者への損害等を与えた場合は速やかに甲に報告するとともに、受託者の責任において解決するものとする。

## 第5条 不当介入に係る通報等の義務及び義務を怠った場合の措置

受注者が契約の履行にあたって暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとします。

- ア 断固として不当介入を拒否すること。
  - イ 警察に通報するとともに捜査上必要な協力をすること。
  - ウ 契約事務担当所属に報告すること。
  - エ 契約の履行において、暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等による不当介入を受けたことにより工程、納期等に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合は、契約事務担当所属と協議を行うこと。
- 2 発注者は、受注者が前項イ又はウの義務を怠ったときは、「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第7条の規定により落札停止要綱に基づく落札資格停止等の措置を講じます。

## 第6条 その他

特に定めのない事項については、その都度、甲及び津市農業委員会と連絡を密にし、手戻りがないように作業を行わなければならない。